

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 2	1 5

時 期	令和 2 年 9 月 2 4 日 報告
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 <u>決算</u> ・随監 5 住監 6 その他
担当課	健康福祉部 せいかつ支援課
項 目	未収金対策について （ア）災害援護資金貸付金償還金について
監査結果(意見等)の内容	阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金は、災害弔慰金法に基づき、被災者に貸付けを行う制度で、資金は国が 3 分の 2、県が残りの 3 分の 1 を負担し、市が被災者の貸付窓口となっています。元金は市が債務者から回収した上で国・県に返済しますが、利子は市の収入としています。 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金については、当初貸付した 3 期分（平成 6 年度分、平成 7 年度前期分、平成 7 年度後期分）のそれぞれに国・県への返済期限が設けられていました。期限はそれぞれ 10 年となっていました。これまでに 4 回の返済期限延長が行われています。この返済期限について、平成 6 年度分は 2 年間延長され令和 4 年 4 月 2 8 日となっており、平成 7 年度前期分、後期分共に平成 6 年度分に終期を合わせて、令和 4 年 4 月 2 8 日まで延長される予定です。更なる期限の延長については、所管課から「今後、再度の延長が認められるのは難しい状況である。」旨の説明を受けました。 令和 2 年 3 月末現在、①市は債務者に返済免除の決定をしたが、国・県への免除申請を現時点で行っていない債権 111 件、1 億 2,669 万円、②債務者から少額返済中である債権 72 件、7,476 万円、③債務者が行方不明であったり、市からの連絡に反応がないなどの理由で徴収が困難である債権 13 件、2,107 万円の、合計 196 件、2 億 2,253 万円の債権が残っていますが、このままの状態だと国・県への返済期限である令和 4 年 4 月 2 8 日には、この大部分を市が立て替え、一括して支払うことになります。 所管課においては返済期限までに、①の債権については、返済免除が認められるよう他市と連携しながら鋭意県との協議を進めるとともに、②の債権については、今後とも着実に回収できるよう取組を進めることで返済期限までに市の負担を最小限とするよう努め、また③の債権についても、債務者と連絡が取れるよう引き続き努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和２年１２月２５日 措置通知</u> 返済免除を行った債権については、県市連絡会において引き続き他市と連携を取りながら協議を進めていきます。 少額償還及び徴収困難な債権につきましては、災害援護資金貸付償還金事務マニュアルに基づき継続的に電話催告や実地訪問等を行い、積極的かつ適正に対応していきます。 履行期限については、平成７年度前期分も延期が認められ、後期分も事務連絡があり次第申請する予定です。 返済期限である令和４年４月２８日までに市が立て替える額が最小限となるよう取り組みます。
----------------------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 2	1 6

時 期	令和 2 年 9 月 2 4 日 報告
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 決算 ・随監 5 住監 6 その他
担当課	教育委員会 管理部 学事課
項 目	未収金対策について (イ) 修学資金貸付金償還金について
監査結果(意見等)の内容	修学資金貸付金償還金の令和元年度収納状況について、所管課から提出された資料を確認している際、前年度の提出資料に誤りがあることが判明しました。 平成 2 9 年度と平成 3 0 年度の決算審査においても、状況確認中に提出資料の差し替えが行われたことから、債権管理に対する認識の甘さがうかがえます。平成 3 0 年度決算審査意見書において、「債権の金額、債権の発生日、債権の履行期限、さらには督促状の発送日や交渉の記録など、債権を適切に管理できる台帳の整備を早急に行ってください。」と意見したところですが、改善の跡が見られません。債権を間違いなく把握、管理できるよう、至急体制を整えてください。 また、未収金の回収取組について確認したところ、1 年間に 1 回電話をかけただけ、あるいは納付書を送付しただけという事例も多く見られました。債権回収の取組としては不十分であると言わざるを得ません。支払督促や臨戸訪問などできることから積極的に取り組み、未収金の回収に一層努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和 2 年 1 2 月 2 5 日 措置通知</u> ご指摘いただきました台帳の整備につきましては、貸付状況や収納状況に係る台帳のほか、債務者からの支払いに関する相談内容等の記録方法について改善を図りました。今後も債権の正確な把握、適正な管理に努め、業務の効率化や債務者からの問合せへの迅速で丁寧な対応、十分な債権回収への取組につなげることができるよう取り組んでいきます。 未収金回収の取組につきましては、債権回収の委託先である弁護士法人と協議を行い、催告を強化することとしています。また、本年 12 月には未収金上位者や時効が迫る債務者等について臨戸訪問を実施し、徴収強化に向けて取り組んでいきます。 ご指摘いただいた内容を踏まえ、業務改善に取り組み、適正な債権管理とより一層の未収金の回収に努めていきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 2	1 7

時 期	令和2年 9月24日 報告
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 決算 ・随監 5 住監 6 その他
担当課	健康福祉部 生活援護課
項 目	未収金対策について (ウ) 生活保護費返戻金について
監査結果(意見等)の内容	生活保護費返戻金の令和元年度末の収入未済額は2億6,158万円で、前年度に比べ3,687万円(16.4%)増となっており、年々増加している状況です。債務者の所得が低いため、一旦返戻金が発生すると回収が難しいことは理解できますが、そもそも返戻金が発生しないような仕組みを作ることが重要であると考えます。現状のままであれば未収額は増加する一方であると考えられるため、返戻金が発生しないよう適切な生活保護費の支給要件の確認に取り組んでください。 また、不納欠損となった債権に係る過去の取組について確認したところ、記録が残っていないものや、何年間も放置したままであった事例がありました。不納欠損となった生活保護費の国費負担分については、審査した上で国から返還されることとなりますが、督促、催告などの請求を適切に行っていないなど、市における取組が不十分と判断されれば、国が返還を認めない事態も想定されます。今後も適切な債権管理に取り組んでください。

※ 措置結果又は方針の内容(時期・内容等)	令和2年12月25日 措置通知
	返戻金が発生しないような取組につきましては、適切な生活保護費の支給要件の確認のほか、生活保護申請時に、「不正受給」防止のしおりを使用し、世帯収入の取扱いと収入申告の義務等を説明し、生活保護受給者がその内容を理解したうえで生活保護制度を適正に利用していただけるよう啓発を行っています。さらに、債権についての基本的な知識を習得できるようケースワーカーに対する研修も行っています。 また、令和元年度に、生活保護費返戻金にかかる債権についての事務処理手順を定めた「生活保護返戻金債権管理マニュアル」の見直しを行いました。それに伴い、本人へ督促状などの発送や電話による催告、ケースワーカーの訪問の際、文書や口頭による納付催告や債務承認等の時効中断となるよう債務の減少に努めています。今後も継続して正確な債権管理に努めていきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 2	1 8

時 期	令和 2 年 9 月 2 4 日 報告
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 決算・随監 5 住監 6 その他
担当課	企画経営部 政策推進課、総務部 管財課
項 目	土地開発公社について
監査結果(意見等)の内容	本市では、バブル経済崩壊により多額の未処分土地を抱えることとなった宝塚市土地開発公社（以下「公社」という。）の経営健全化を推進するため、平成 2 8 年度から令和 2 年度までの 5 年間を計画期間とする宝塚市土地開発公社経営健全化計画を策定しています。 当該計画の進捗状況を確認したところ、計画策定時の 5 年以上長期保有土地は 13 か所で簿価 26 億 2,968 万円となっており、計画期間中に 9 か所、21 億 6,400 万円を市が再取得する計画でしたが、計画 4 年目の令和元年度末時点において再取得されたのは平成 3 0 年度に 1 か所、1 億 4,827 万円にすぎず、公社の長期保有土地の処分は計画通りに進んでいるとは言えない状況となっています。 令和元年度の土地の処分状況を見ても、都市計画道路競馬場高丸線用地の取得 2 億 9,831 万円と買戻し 4,831 万円は行われたものの、処分計画として記載された長期保有土地の買戻しは行われませんでした。 現在、計画の最終年次を迎えており、本市では公社支援の側面からも次期計画を策定する方向で検討しているとのことですが、現在の本市の財政状況を考えれば、今後 5 年の計画期間中に公社の長期保有土地を買い戻すことが難しい状況にあることには変わりはありません。次期計画については、実行できる見込みがないまま実現性の乏しい計画を策定し、それを市民に公表することは避けるべきだと考えます。 また、令和元年度には、都市計画道路競馬場高丸線用地の取得に併せて、都市計画道路競馬場高丸線用地に係る代替用地 3,022 万円も取得されています。当該計画では「代替用地の取得については、同時契約、三者契約とすることを原則とする。」と定められています。これは、多額の長期保有土地を抱えることとなった過去の経験を踏まえ、処分のあてもなく代替用地を取得するのでなく、代替用地の売手と買手が揃って初めて売買契約を行い、公社が代替用地を長期間保有することがないように定められたものですが、このことについて「今回は都市計画道路競馬場高丸線の事業実施のために必要であると判断したこと、買手についてもある程度見込みが立っていることから、一定期間公社が保有する形で代替用地の取得を行った。」旨の説明を受けました。 今回の代替用地の取得が事業の推進に必要であることは一定理解しますが、今後、都市計画道路競馬場高丸線の進捗に併せ代替用地の必要性も高まることが予測されることから、再度未処分土地が発生することがないように、代替用地の先行取得は慎重に行ってください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和2年12月25日 措置通知</u> 土地開発公社経営健全化計画については、本市の場合、国が定める策定及び公表要件には該当していません。他方で、本計画では、公社の金融機関からの借入れに対し利子補給を行うことや、公社が外部から資金調達を行う際に市が債務保証を行うこと、その他経営健全化のための具体的措置について定めています。 次期計画については、これらの位置づけや今後の土地処分の見通しなども踏まえ、計画という形式を採用するか否かも含め、市と公社で十分に検討したいと考えています。 また、代替地の取得については、経営健全化計画においても同時契約を原則としていることから、今後の事業の推進にあたっては、慎重に検討していきます。
----------------------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

	整理番号	年度	番号
		0 2	1 9
時 期	令和 2 年 9 月 2 4 日 報 告		
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 決算 ・随監 5 住監 6 その他		
担当課	企画経営部 施設マネジメント課		
項 目	宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針の取組状況について		
監査結果(意見等)の内容	本市では、令和元年7月に宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針（以下「最適化方針」という。）を策定しています。この最適化方針では、平成28年7月に策定された宝塚市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）において掲げられている、本市が保有する建物施設の床面積を令和17年度までに6.2%削減する目標に向けて具体的な施設の方向性を示すとともに、取組を着実に進めるため、取組期間を前期（9年間）と後期（8年間）に分けています。また、今後具体的な方向性を検討する施設については早急に方向性を決定することとしています。 令和2年7月時点の取組対象施設の取組状況を確認したところ、取組期間が前期の取組対象施設で「具体的な取組なし。」となっている施設があるなど、施設ごとの進捗状況に差異が見受けられました。進捗が遅れている施設については、施設所管課が中心となり、早急に市民に対して丁寧な説明を行うとともに、施設マネジメント課においては進捗状況を庁内で共有しながら、全体の調整役として施設所管課への支援を行っていく必要があるのではないかと考えます。また、後期の取組対象施設であっても、取組完了までに時間を要すると見込まれる施設については、利用者説明など早期に着手し、管理計画及び最適化方針で示された目標を取組期間内に達成できるよう、取組を進めてください。		

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和2年12月25日 措置通知</u> 取組対象施設については、取組期間の前期・後期に関わらず、策定後に施設所管課より各施設利用者等に最適化方針の内容の説明を行い、対象者に周知を図っています。 施設マネジメント課は総合調整役として、定期的に全体の進捗管理及び各取組状況などについて庁内への情報提供を行い、個別の取組については、施設所管課や関係課と連携し、実施した説明会などで出た課題共有や進め方などの相談・協議を随時行いながら取り組んできているところです。 今後、進捗が遅れている施設については、取組の進め方等について、施設所管課と協議を行いながら検討していきます。
--------------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 2	2 0

時 期	令和 2 年 9 月 2 4 日 報告
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 <u>決算</u> ・随監 5 住監 6 その他
担当課	企画経営部 資産税課
項 目	固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の課税誤りについて
監査結果(意見等)の内容	土地・家屋の固定資産税は、3 年ごとの基準年度に総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき評価を行い価格決定します。基準年度以外の年度において、新たに固定資産税が課されることとなった土地及び家屋、地目変更のあった土地、増改築のあった家屋などについては、その都度評価を行い価格決定します。 令和元年度における固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の価格等の修正状況について確認したところ、修正による増額が 10 件で 49 万円、修正による減額が 42 件で 1,183 万円となっており、合計で 52 件の課税誤りがありました。 これらの中には、発生の具体的な原因が「市街化調整区域に所在する土地・家屋に都市計画税を課税していたもの」、「土地担当職員と家屋担当職員の連携不足」、「担当職員の認識誤りによるもの」など、過去の年度も含め取扱いや入力誤り等による修正が散見されました。 平成 2 7 年度課税分において、254 件の土地について補正適用が漏れていたことが判明した際の平成 2 7 年 9 月 2 8 日付け宝塚市議会会派代表者会資料「固定資産税の課税誤りについて」では、今後の取組の中で「こうしたことが二度と起こらないよう、基準年度及び平年度の事務を一から見直し、基準年度には、関係部局等との連携の徹底を図って補正対象を的確に把握する手立てを講じるとともに、マニュアルを整備して作業工程の詳細な点検確認を行い、横断的なデータチェックを行うこと、また、毎年度の個別の土地の評価及びシステム入力については、班体制での協議に基づく評価と、入力データの複数者による点検確認を徹底すること、併せて、評価担当職員の専門知識及び能力の向上に一層取り組んでいく。」と説明しています。 課税誤りの件数はここ数年ほぼ横ばいで推移していますが、チェック不足に起因する課税誤りをなくしていくため、システムチェックによるヒューマンエラー防止を検討するなど、よりよい調査方法の研究及び事務改善を行い、市民や事業者などに迷惑がかかることのないよう、適正な賦課事務の執行に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和２年１２月２５日 措置通知</u> 公平公正な課税行うため、職員によるチェックを徹底するとともに、可能な事務からＲＰＡの導入を検討するなど、ヒューマンエラーによる課税誤りがなくなる方法を考えています。 また、固定資産税の評価システムや固定資産評価情報管理システムの研究や改善なども行い、適正な賦課事務の執行に努めていきます。
----------------------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 2	2 1

時 期	令和2年 9月24日 報告																								
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 決算・随監 5 住監 6 その他																								
担当課	総務部 給与労務課																								
項 目	正規職員に係る時間外勤務の状況等について																								
監査結果(意見等)の内容	長時間労働の是正等を目的とした働き方改革関連法の施行に伴い、労働基準法の一部が改正され、平成31年4月から時間外勤務の上限時間が設定されることとなったことを踏まえ、本市においても、国等の取扱いに準じて「職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）を改正し、上限時間を1箇月45時間以内、1年（4月から翌年3月まで）360時間以内としています（地方公営企業職員等については労働基準法の規定が適用されます）。 また、他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署に勤務する職員については、1箇月100時間未満、1年720時間以内などの上限時間が適用されますが、所管課からは「現在のところ指定していない。」旨の説明を受けました。 さらに、規則第7条の5第2項では、特例業務（大規模災害への対処その他の重要業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。）に従事する職員に対しては、これらの上限時間を超えてもよいこととなっており、規則第7条の5第3項では、任命権者が上限時間を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、翌年度の9月までに、時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならないことが規定されています。 令和元年度の正規職員に係る上限時間（1箇月45時間以内）の月別の超過状況を確認したところ、次表のとおりでした。 (単位：人) <table><tr><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr><tr><td>87</td><td>41</td><td>41</td><td>35</td><td>21</td><td>23</td><td>49</td><td>25</td><td>27</td><td>16</td><td>23</td><td>49</td></tr></table> また、1年（4月から翌年3月まで）360時間を超えた正規職員の人数は73人でした。さらには、1箇月100時間以上の職員や1年720時間を超えている職員など、他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員の上限時間を超過している職員も見受けられました。 このことについて所管課に確認したところ、「今後、規則第7条の5第3項による時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行うに当たり、上限を超過した時間外勤務の実施内容が、規則第7条の5第2項の特例業務に該当するか確認する予定である。」旨の説明を受けました。しかし、特例業務は事後的に適用できるものとは考えにくく、また、上限時間を超過したすべての業務が特例業務の要件である「大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するもの」に当たるのか疑問です。	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	87	41	41	35	21	23	49	25	27	16	23	49
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月														
87	41	41	35	21	23	49	25	27	16	23	49														

	令和元年度は規則改正後の初年度となります。結果として特例業務の要件に該当しなかった場合は規則違反となることを踏まえ、他市の実施状況等を参考にしながら時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行ってください。 なお、年次休暇が10日以上付与（繰越分除く）される職員については、平成31年4月2日付け総務部長通知「年次休暇の取得義務について（通知）」において年次休暇の取得義務日数を年間で5日と設定していますが、この状況についても確認したところ、年次休暇の取得日数が5日未満であった正規職員が47人いました。 令和元年度決算（普通会計）における人件費は歳出全体の19.2%を占めています。時間外勤務の削減を行うことは、市の歳出削減に寄与する上、年次休暇の取得義務日数の達成と併せて職員のワークライフバランスを実現することで、ひいては市政運営全体に好影響をもたらすと考えます。安易に特例業務として整理をするのではなく、時間外勤務そのものの削減に努めてください。
--	--

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和2年12月25日 措置通知</u> 令和2年（2020年）10月8日に総務部長名により各部長に対して、令和元年度（2019年度）に係る時間外勤務の上限超過要因等の報告書の提出を、10月16日を期限として求め、提出された報告書を基に給与労務課において時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行っているところです。 今後、他律的業務の比重が高い部署の指定を行うとともに、特例業務として災害対応（新型コロナウイルス感染症への対応を含む）等をあらかじめ認定する予定です。 時間外勤務の削減については、各部署においては事務処理の簡素化・効率化（マニュアル化を含む）、計画的な事務執行、業務分担の見直し・平準化などに取り組むとともに、総務部においても全庁共通事務の効率化や、適正な人員配置、意識啓発に取り組んでいきます。
--------------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 2	2 2

時 期	令和 2 年 9 月 2 4 日 報告
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 <u>決算</u> ・随監 5 住監 6 その他
担当課	健康福祉部 障害福祉課
項 目	共同受注窓口補助金について
監査結果(意見等)の内容	本市では、令和元年度から障害者就労施設等で就労する障害者の工賃向上と自立の促進に寄与することを目的として、いわゆる障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が共同で物品又は役務提供を受注するための窓口（共同受注窓口）を組織し、障害者就労施設等の受注機会の拡大と需要の増進等を図る活動団体に対して補助金を支出しています。 令和元年度の予算執行状況について確認したところ、予算額 530 万円に対し、61 万円しか執行されていませんでした。執行額が予算額を大幅に下回った理由について、「年度当初の補助率 4 分の 3 では事業実施が困難であることが分かり、事業費の精査等により事業開始が大幅に遅れたことに加え、交付団体が業務に専任する職員を年度内に雇用できなかったことより人件費が発生しなかったためである。」旨の説明を受けましたが、補助金の在り方について事前に十分な検討がなされていたか疑問が残ります。 また、補助金の支出効果について、「補助金交付前の平成 3 0 年度受注実績額 342 万円に対し、令和元年度は 357 万円で 4. 4% の伸びとなっている。」旨の説明を受けましたが、令和元年度については、営業活動に従事する専任職員を雇用できなかった結果、受注実績額も対前年度比 15 万円増と、ほとんど伸びなかったと判断せざるを得ず、補助金の支出効果としては不十分であったと言わざるを得ません。 なお、宝塚市補助金交付基準（以下「交付基準」という。）では、補助金を交付するに当たっての判断基準として、「補助金の根拠となるべき要綱等を定め、終期を明記すること。」、また交付額等の基準について「原則として補助対象支出の 2 分の 1 以下とする。」とされていますが、当該補助金については要綱上、どちらの条件も満たされていません。今後、補助金の終期について速やかに設定するとともに、補助率については 2 分の 1 以下でも団体が事業を継続できるよう、受注実績額を拡大させ、そこから手数料収入を得られる等の仕組づくりが必要ではないかと考えます。 令和 2 年度の状況については、「専任職員の雇用も始まり、前年度以上の実績が期待できると考えている。」旨の説明を受けましたが、当該補助金が障害者の就労意欲や工賃向上に寄与するよう、受注実績額の確保に向けた効果的な補助金の在り方について、引き続き検討を重ねてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和２年１２月２５日 措置通知</u> 共同受注窓口補助金は、障碍福祉基金を財源として、広く、障碍者が地域で安心して生活できる環境を整備するために実施する事業です。 ご指摘のありました、補助金要綱の終期の設定及び補助率の見直しにつきましては、共同受注窓口が福祉的就労の利用者である障碍者の工賃向上を目的として設置されていることから、市としても、今後も継続した支援を行っていきたいと考えています。また、当該補助事業が効果的なものとなるよう、運営状況や今後の受注実績などを注視しながら、要綱の終期を令和５年３月末に設定し、それを目途に補助率を含めた補助金の在り方について慎重に検討したいと考えます。
----------------------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

		年度	番号																				
	整理番号	0 2	2 3																				
時 期	令和 2 年 9 月 2 4 日 報告																						
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 決算・随監 5 住監 6 その他																						
担当課	健康福祉部 生活援護課																						
項 目	生活保護費負担金返還金について																						
監査結果(意見等)の内容	生活保護費については、国庫負担金として国が4分の3を負担していますが、市はその交付を受けるため、毎年、当初予算額に基づき交付申請（4月）を行い、概算額について毎月（4月から2月まで）受け入れを行っています。途中年3回の負担金所要見込額調査と変更交付申請があり、最終的に翌年度の6月に行う実績報告に基づき、国庫負担金の精算（追加交付又は返還）が行われる流れとなっています。 生活保護費に係る各扶助費の過去4年間における精算状況は次表のとおりとなっていました。 （単位：円） <table><tr><td></td><td>生活扶助費</td><td>医療扶助費</td><td>介護扶助費</td></tr><tr><td>H28（H27精算分）</td><td>136,639,512（返還）</td><td>63,727,308（追加）</td><td>5,873,134（返還）</td></tr><tr><td>H29（H28精算分）</td><td>46,680,445（返還）</td><td>13,431,104（返還）</td><td>13,187,120（追加）</td></tr><tr><td>H30（H29精算分）</td><td>8,498,422（追加）</td><td>74,411,360（返還）</td><td>10,633,986（追加）</td></tr><tr><td>R01（H30精算分）</td><td>24,085,105（返還）</td><td>197,194,676（返還）</td><td>31,776,021（返還）</td></tr></table>				生活扶助費	医療扶助費	介護扶助費	H28（H27精算分）	136,639,512（返還）	63,727,308（追加）	5,873,134（返還）	H29（H28精算分）	46,680,445（返還）	13,431,104（返還）	13,187,120（追加）	H30（H29精算分）	8,498,422（追加）	74,411,360（返還）	10,633,986（追加）	R01（H30精算分）	24,085,105（返還）	197,194,676（返還）	31,776,021（返還）
		生活扶助費	医療扶助費	介護扶助費																			
	H28（H27精算分）	136,639,512（返還）	63,727,308（追加）	5,873,134（返還）																			
	H29（H28精算分）	46,680,445（返還）	13,431,104（返還）	13,187,120（追加）																			
	H30（H29精算分）	8,498,422（追加）	74,411,360（返還）	10,633,986（追加）																			
	R01（H30精算分）	24,085,105（返還）	197,194,676（返還）	31,776,021（返還）																			
	令和元年度においては、合計2億5,305万円もの返還金が発生していましたが、この理由について、「平成27年度と平成28年度に医療扶助費が大きく増加したことから、平成30年度は平成28年度実績（1人あたりの医療費75,917円）を見込んで予算計上したが、平成30年度の1人あたりの医療費が69,633円にとどまった結果、多くの返還金が生じることとなった。」旨の説明を受けました。しかしながら、予算額を多く見込んでいたとしても、途中年3回行われる負担金所要見込額調査及び変更交付申請において、年度途中の見込額に基づく交付額の減額は可能であったと考えます。 返還額を抑制するための方策として、「各扶助費を適正に見込んで、国へ報告していく。」旨の説明を受けましたが、精算に伴う返還金については、翌年度の一般財源から返還することとなるため、返還額が過大となった場合は翌年度の財源に大きな影響を及ぼします。所管課においては、引き続き予算編成時における扶助費の適切な見込額の算出に努めるとともに、今後は年度途中においても、実績に基づく各扶助費の見込額の精査を行い、必要に応じて変更交付申請を行う等、過大な返還金が発生しないよう努めてください。																						

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和2年12月25日 措置通知</u> 市の財政状況が厳しい中、多大な返還金が発生したことを重く受け止めています。平成30年度までは、生活保護費の確保のため、当初予算額を所要見込額としてきましたが、令和元年度からは、生活保護費を適正に見込み、決算見込額を所要見込額として報告することに改めており、返還金を少額にとどめています。 今後も、適正な扶助費の見込に努めていきます。
----------------------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 2	2 4

時 期	令和 2 年 9 月 2 4 日 報告
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 決算 ・随監 5 住監 6 その他
担当課	環境部 地域エネルギー課
項 目	二酸化炭素排出抑制対策事業について
監査結果(意見等)の内容	本市では、再生可能エネルギー利用推進に向けた取組として、令和元年度に、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、西谷地区における畜産糞尿を地域資源として活用するバイオガス発電設備の導入可能性調査を実施しました。 所管課に調査結果を確認したところ、「バイオガス発電のためのバイオマス資源（糞尿、食品残渣）の賦存量やその資源の活用により生じる電気や熱、液肥も十分な量がありポテンシャルを有していることが分かった。」旨の説明を受けましたが、一方で液肥の農業利用先の確保の目途が現時点では立っていないことやバイオガスパラント導入に係る建設費用が数億円規模と高額になるなど採算性の面からも様々な課題があり、直ちに事業化するのは難しいのではないかと考えます。 これまでも、平成 2 8 年度には小水力発電の導入に関する調査及び木質バイオマス設備導入可能性調査について、国の補助金を活用しながら様々な再生可能エネルギーの導入に向けた調査委託業務を行ってきましたが、いずれもこれまで調査後に具体的な成果をあげるまでには至っておらず、事業実施の効果は不十分ではないかと考えます。 これまでに調査を行った再生可能エネルギーの導入についても、調査結果を踏まえ、一定の整理・検証を行い、その上で本市にふさわしい再生可能エネルギー導入の方策について具体的に取り組んでいくことが必要であると考えます。 事業費の全額が国の補助金を活用した事業であるとしても、その財源は本来税金であることから、所管課においては費用対効果を十分に認識した上で、今後は可能性調査委託を行うだけで取組を終了させるのではなく、それを実現可能な成果に結びつけられるよう、地元の関係者への働きかけなど継続的に取り組んでください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和２年１２月２５日 措置通知</u> 木質バイオマス資源の活用については、今年度、兵庫県が、本市の隣接市町も含めて対象地域とし、調査事業を実施しています。西谷地区においても事業者への視察が行われるとともに、まちづくり協議会主催の勉強会が開催されるなど、活用検討の機運が生まれています。本市としても、供給の仕組みづくりや需要の確保等について、兵庫県や関係団体、地域とともに検討していきます。 バイオガスプラント導入検討については、調査結果説明会を開催の上、西谷地区の勉強会においても説明したところです。酪農家は情報収集を行うなどプラント導入検討に意欲は持っており、農家においても液肥に関心はあることから、今後、地域で懇談・協議の場を設定の上、各主体の意向を確認しながら、課題解決に向けた具体的検討を進めていきます。 再生可能エネルギーの導入については、導入に至る場合においても、実証試験や詳細な検討等で調査終了後から複数年を要するものであり、調査事業に対する費用対効果を十分に認識し、関係者に働きかけを行い、導入に向けた具体的な検討を進め、実現可能な成果に結びつけられるよう取り組んでいきます。
----------------------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 2	2 5

時 期	令和2年 9月24日 報告
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 決算 ・随監 5 住監 6 その他
担当課	産業文化部 商工勤労課
項 目	雇用促進連絡協議会補助金について
監査結果(意見等)の内容	本市では、宝塚市雇用促進連絡協議会に対して、地域住民、^{がい}障害者、高齢者、女性等の雇用の場の確保、職業能力の開発及び企業内における啓発活動の推進により市民の就労促進を図る目的で、講演会、セミナーなど協議会が行う事業に要する経費の2分の1を上限として補助金を交付しています。 交付基準では、補助金を交付するに当たっての判断基準として、「補助金の根拠となるべき要綱等を定め、終期を明記すること。」とされていますが、宝塚市雇用促進連絡協議会事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を確認したところ、補助金の交付期限は平成23年3月31日までとなっているにもかかわらず、改正がなされないままに補助金を交付してきた実態があることが判明しました。これについては、早急に交付要綱の改正を行ってください。 また、交付基準では、「団体等の決算における繰越金、剰余金等は、補助金額を超えていないこと。」とされていますが、令和元年度の収支決算書を確認したところ、市からの補助金13万円（精算後）に対して繰越金は145万円と、ここ数年にわたり補助金額を超えて繰越金が発生しており、交付基準に基づく適正な補助金の交付とはなっていません。 令和元年度においても、雇用促進に関する各種セミナーを実施しており、また所管課も市内事業者訪問の機会を通じて協議会活動の周知や会員勧誘などを行っていることは評価できますが、会員事業所数はここ数年伸びている状況とは言えず、またセミナーへの参加数も会員事業所の半分ほどしかなく、限られた事業者だけの事業展開にとどまっていると言わざるを得ません。 今後は、会員事業所だけに限定せず、市内事業所に向けて幅広くセミナーへ参加できるようにするなど、事業者の雇用促進の取組を強化するとともに、会員事業所の拡大に向けて幅広く情報発信や勧誘に取り組むよう支援してください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和２年１２月２５日 措置通知</u> 交付要綱につきましては、令和２年７月１日付けで改正を行い、終期を設定いたしました。今後は適正な要綱改正を行っていきます。 補助金額を超える繰越金が発生していることにつきましては、協議会が補助金に見合った適切な活動が行われるよう、会員事業所のニーズを踏まえ、団体活動の活性化への支援を行うとともに、あわせて会員数拡大に向けた支援にも取り組んでいきます。
----------------------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 2	2 6

時 期	令和2年 9月24日 報告
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 決算 ・随監 5 住監 6 その他
担当課	産業文化部 商工勤労課
項 目	高年齢者就業機会確保事業費等補助金について
監査結果(意見等)の内容	本市では、高年齢者の福祉の増進と地域社会の活性化に寄与することを目的として、宝塚市シルバー人材センターが行う高年齢者の就業機会を提供する事業に対して、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、令和元年度に2,383万円の補助金を支出しています。 補助金額については、厚生労働省が示す交付限度額の基準によって決定されますが、ここ数年では、交付限度額が増額となっており、それに伴い本市が交付する補助金額も増加しています。これは、厚生労働省「シルバー人材センター関連予算 平成31年度予算等について」の中で示された「高齢女性をターゲットにした事業周知、女性が多く活躍する介護・育児等の分野の就業意欲喚起など生涯現役支援プロジェクトにおけるシルバー人材センターを活用した就業促進」の取組の更なる拡充が求められているためと考えられます。 このように国においても、高年齢者の就業機会の確保に向けた具体的な方針が示されていますが、市からの補助金がこのような取組の拡充につながるような事業に活用されているのか、また所管課においても補助金の支出効果が確認されているのか疑問が残ります。 会員数についても、ここ数年減少し続けている状況にありますが、今後、少子高齢化が進展する中、地域社会を活性化していくためには、できるだけ多くの高齢者が元気に地域で活躍することが必要であり、それを担う仕組みの一つとしてシルバー人材センターの役割はますます重要になると考えます。 所管課としても、シルバー人材センターの会員数や事業実績の更なる確保に向けて、潜在的に就労を希望する人への支援や新たな就労機会の掘り起こし等に取り組むよう最大限の支援を行ってください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和２年１２月２５日 措置通知</u> シルバー人材センターの会員数の減少傾向につきましては、所管課としましても当該会員数の拡大を課題として認識しており、具体的な支援策として、広報たからづかに会員の活動を紹介する誌面を令和３年１月～３月まで連続的に掲載することで、会員増につなげようと、準備を進めているところです。また、継続して市とセンターの担当者協議を行い、課題の洗い出しや情報共有などの連携を図っています。今後も会員増と、受け皿となる新たな分野での就労機会の掘り起こしにより、相乗的に高齢者の就業を促進できるよう、支援していきます。
----------------------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 2	2 7

時 期	令和2年 9月24日 報告
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 決算 ・随監 5 住監 6 その他
担当課	産業文化部 商工勤労課
項 目	商店街空き店舗活用事業補助金について
監査結果(意見等)の内容	本市では、商店街のにぎわいの創出と活性化を図るため、市内商店街の空き店舗を活用して事業を開始する事業者に対し、商店街空き店舗活用事業補助金として家賃の一部に相当する金額を補助しています。 利用状況としては、平成30年度の決算額が700万円（35件）であるのに対し、令和元年度は456万円（25件）と減少傾向にあります。このことについて、所管課からは「平成30年度から補助期間を3年間から1年間に変更したことにより、継続利用者が減少したためである。」旨の説明を受けました。令和元年度の交付件数25件は、継続補助が22件、新規補助が3件であることを考えると、今後交付件数はますます減少するものと思われます。 一方、市内商店街の空き店舗率に関しては、令和元年度が20.8%となり平成30年度の21.2%と比較すると若干の改善傾向にありますが、コロナ禍の影響による観光客の減少等で、新規出店数の減少や廃業店舗の増加が懸念されます。 今後は、当該補助金がより有効的な補助金となるよう補助内容の見直しを検討するとともに、当該補助金だけでなくその他の補助金や貸付金の利用についても積極的に周知し、魅力ある店舗の誘致と市内商店街の活性化に向けて取り組んでください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和2年12月25日 措置通知</u> 令和3年度より商店街空き店舗活用事業補助金と他2つの補助金（空き店舗等出店促進補助金、店舗外装整備補助金）を統合させ、「店舗等魅力向上チャレンジ補助金」へと制度変更を行う予定としています。 既存の3つの補助金については、市が指定するエリアにおいては併用が可能でしたが、申請書が別々となるなど申請者にとって、わかりにくく手続きが煩雑な面が多くありました。 また、令和3年4月策定予定の商工業振興計画(案)において個店から始まるエリアの魅力向上を掲げており、その中でも特にデザイン経営による個店魅力化の支援を主な取組施策としていることもあり、その実現のために市内全エリアを対象とした家賃補助のみならず店舗改装や設備購入が可能となる家賃補助兼出店促進型の補助金制度の設計が求められていることにより、今回の制度変更となりました。 この統合した新補助金により、魅力ある店舗の誘致と市内商店街の活性化に向けて取り組んでいきます。
--------------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 2	2 8

時 期	令和２年 ９月２４日 報告
種 類	１ 定監 ２ 工監 ３ 例月・随監 ４ 決算 ・随監 ５ 住監 ６ その他
担当課	都市安全部 公園河川課
項 目	公園の維持管理等について
監査結果(意見等)の内容	本市では、公園施設長寿命化計画を策定し公園施設の更新・修繕を進めています。令和元年度の当該計画の進捗状況について確認したところ、計画通りの更新・修繕状況とはなっていませんでした。この理由について、「施設更新時に地元意見の反映に時間を要したこと、国庫補助事業であるため市の計画通りに国費を確保することが難しいためである。」旨の説明を受けました。 市の財政状況を考えると計画通りに更新・修繕を進めるために多額の市費を投入するのは難しい状況です。当該計画は国の要請により策定したものであることから、近隣市や県と連携して国に要望を上げていくなど、公園施設について計画通りの更新・修繕を行い、長寿命化が図れるよう努めてください。 また、当該計画に記載された公園灯やフェンスなどの一般施設のうち、予防保全が必要とされた施設について、そのほとんどが、健全度が「D」（顕著な劣化が見られ、重大事故につながる恐れがあるため利用禁止や緊急補修、更新が必要とされる。四段階評価で最も低い評価区分。）であり、緊急度は「高」になっています。理由を確認したところ、「計画に記載された公園施設の健全度、緊急度は、平成２９年度に実施した調査での判定結果が元になっており、平成２９年度調査時点で既に修繕・更新が必要と判断された施設だけが計画に記載されている。」旨の説明を受けました。当該計画は平成３０年度から令和９年度までの１０年計画となっています。市の財政状況に鑑み、維持管理費用の平準化を図ることが必須とはいえ、平成２９年度時点ですでに修繕が必要な施設を長期間放置することになります。公園内で事故等が発生しないよう安全管理には万全を期し、適切な公園の維持管理に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和２年１２月２５日 措置通知</u> 国庫補助事業を引き続き活用することで、公園利用者が安全、快適に過ごせる公園づくりに努めます。 また、国要望に関する近隣市等との連携についても検討していきます。 施設の更新時期については平準化を図っていますが、毎年実施している点検の中で使用不可や危険と判断された施設については使用禁止や撤去等のハザード除去処置をしています。
--------------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 2	2 9

時 期	令和2年 9月24日 報告																		
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 決算 ・随監 5 住監 6 その他																		
担当課	都市安全部 道路管理課																		
項 目	指示書による工事内容の変更について																		
監査結果(意見等)の内容	工事請負契約等における軽微な設計変更については、当初請負金額の30%以内、変更見込限度額を500万円以内として、発注課が発行した指示書により、契約変更の 手続前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示できることとされています。 令和元年度 工事番号B2-1「長尾山大橋補修工事（その1）」の変更契約の状況について確認したところ、次表のような変更状況となっていました。																		
	<table><tr><th>日付</th><th>内容</th><th>金額等（税込）</th></tr><tr><td>R01.8.9</td><td>当初契約(契約期間R01.8.9～R02.3.31)</td><td>75,241,100 円</td></tr><tr><td>R01.8.26</td><td>指示書による設計変更①（点検手法の変更指示）</td><td>0 円</td></tr><tr><td>R01.11.27</td><td>指示書による設計変更②（数量の追加変更指示）</td><td>5,000,000 円</td></tr><tr><td>R02.3.31</td><td>変更契約（増額）（契約期間の最終日）</td><td>20,742,700 円</td></tr><tr><td>〃</td><td>変更後の契約額</td><td>95,983,800 円</td></tr></table>	日付	内容	金額等（税込）	R01.8.9	当初契約(契約期間R01.8.9～R02.3.31)	75,241,100 円	R01.8.26	指示書による設計変更①（点検手法の変更指示）	0 円	R01.11.27	指示書による設計変更②（数量の追加変更指示）	5,000,000 円	R02.3.31	変更契約（増額）（契約期間の最終日）	20,742,700 円	〃	変更後の契約額	95,983,800 円
	日付	内容	金額等（税込）																
	R01.8.9	当初契約(契約期間R01.8.9～R02.3.31)	75,241,100 円																
	R01.8.26	指示書による設計変更①（点検手法の変更指示）	0 円																
	R01.11.27	指示書による設計変更②（数量の追加変更指示）	5,000,000 円																
	R02.3.31	変更契約（増額）（契約期間の最終日）	20,742,700 円																
	〃	変更後の契約額	95,983,800 円																
	令和元年8月9日に当初契約を行い、同月26日には最初の指示書により、ラック足場による点検から橋梁点検車を使用した点検に変更されています。この際は点検手法の変更指示のみで概算金額は0円となっています。令和元年11月27日に2度目の指示書による変更を行い、「ひび割れ注入工の数量を事前調査結果に基づき追加変更する」、「上記理由に伴い橋梁点検車の台数を変更する」との指示が出され、概算金額は500万円となっていますが、最終的な変更契約による増額は2,074万円と、指示書による変更見込限度額500万円を大きく上回る結果となりました。																		
	また、指示書記載の概算額は500万円となっていますが、契約書には指示書による追加分と思われる橋梁点検車及びオペレーターに関する複数社からの見積書が添付されており、いずれの見積書も提出日は令和元年9月、見積金額は2,000万円以上となっています。2度目の指示書を出す段階で変更額が500万円を超えることは明らかであり、本来変更契約で対応すべき変更内容であったと考えます。																		
なお、本工事は契約期間の最終日である令和2年3月31日に完成しており、同日付けで2,074万円を増額する変更契約が締結されています。増額された2,074万円分については事業費の確定する完成日まで支出負担行為がなされておらず、市の予算の裏付けがない状態で、発注課からの令和元年11月27日発行の指示書のみを根拠に実施されたことになります。																			
実際の工事の施工においては、契約段階では予測できない様々な事態が想定されるため、軽微な内容であれば工事が遅滞なく進むよう発注課からの指示書という形																			

	での設計変更が認められています。しかしながら、指示書による設計変更を行ったケースの中には本工事契約のように、変更契約の手間を省くために安易に指示書を出しているのではないかと疑われるケースもあり、以前から決算審査や例月出納検査においても意見をしているところです。本工事契約は、一部前年度からの繰越明許分も含まれており、工期の延長が難しいという事情もあったことは理解できますが、今後は指示書による安易な設計変更は行わず、適正な契約事務の執行に努めてください。
--	--

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和2年12月25日 措置通知</u> 工事内容の変更につきましては、当初請負額の30%以上、変更見込額が500万円を超える変更が生じる場合は、速やかに変更契約を行うよう努めます。また、指示書による変更におきましては概算費を精査し、安易な設計変更は行わず、適正な契約事務の執行に努めます。
----------------------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 2	3 0

時 期	令和 2 年 9 月 2 4 日 報告
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 決算 ・随監 5 住監 6 その他
担当課	管理部 施設課
項 目	学校施設長寿命化計画策定委託について
監査結果(意見等)の内容	学校施設長寿命化計画の策定は、1970 年代から 1980 年代の人口急増期に集中的に整備された学校施設の老朽化が進行する状況下において、計画的な維持管理により建物の耐久性を向上し、長期の使用を可能とする手法に転換することで、学校施設整備に係るトータルコストを縮減するとともに、財政負担の平準化を図ることを目的としています。 令和 2 年度末までに当該計画の策定が完了しない場合、令和 3 年度以降学校施設環境改善交付金の獲得に重大な影響が出る恐れがあるとのことであったため、業務委託の進捗状況について確認したところ、「令和元年度に、施設の老朽化状況や、運用・活用実態、上位計画の把握、整備の基本方針・整備水準の設定を終え、令和 2 年度からは具体的な年次計画及び中長期計画の策定に着手している。」旨の説明を受けました。 本市の学校施設改修は、国の交付金を財源とすることを前提としているため、当該交付金の獲得が非常に重要であることは理解できますが、一方で、当該計画上で財源となる交付金を毎年度正確に見積もることは不可能であるため、今後は交付金を前提とした現在の施設改修実施と年次計画に基づく施設改修実施の整合性をどのように図るかが課題になってくると考えます。 なお、当該計画の公表については、「令和 2 年度末までに計画の策定と公表を行う予定である。」旨の説明を受けましたが、当該計画の策定にあたっては学校施設長寿命化計画策定委託料として 1,521 万円の費用がかかっていることから、交付金獲得のためだけの計画に終わることなく、計画策定後も当該計画が着実に実行され、学校施設の長期使用に資する実効性のある計画となるよう努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和２年１２月２５日 措置通知</u> 実効性のある計画とするため、可能な限り、過去の実績額に基づく予算規模から逸脱しないよう計画策定に取り組んでいます。 策定にあたっては、人口急増期に集中的に建築された校舎の改修で相当な負担が見込まれる一方、歳入の減少予想や、将来的な少子化に伴う施設の統廃合や減築による事業費の削減の可能性があっても、現段階で計画に織り込むことができないことに加えて、ご指摘のとおり、国の施策方針により毎年度変化する交付金を正確に見積もることは不可能なことから、これらの不確定要素を踏まえて、当計画は概ね５年ごとに見直すこととし、計画策定後も引き続き、施設実態や上位計画との整合、庁内関係部局との課題や検討事項の調整を行い、都度実効性のある計画となるよう努めていきます。
----------------------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 2	3 1

時 期	令和2年 9月24日 報告			
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 決算 ・随監 5 住監 6 その他			
担当課	管理部 学校給食課			
項 目	給食室等の修繕について			
監査結果(意見等)の内容	令和元年度に行われた宝塚第一小学校における給食室等の修繕状況を確認したところ、次表のとおりとなっていました。			
	No	起票日	修繕内容	契約業者 支払額 (円)
	1	H31. 4. 3	3階配膳室配膳棚修繕	A社 54,000
	2	H31. 4. 8	給食室食品庫修繕	A社 324,000
	3	R01. 5. 22	給食排水管修繕	B社 99,900
	4	R01. 6. 19	給食室フード取付工事	C社 911,520
	5	R01. 6. 19	給食室電気釜電源外修繕	D社 1,249,560
	6	R01. 6. 21	真空冷却機給排水及び撤去修繕	C社 304,560
	7	R01. 6. 21	水栓柱取付修繕	C社 400,680
	8	R01. 6. 26	給食室下駄箱修繕	E社 156,600
	9	R01. 7. 1	給食室間仕切り建具撤去修繕	F社 97,200
	10	R01. 7. 26	給食室配膳用リフト修理	G社 140,400
	11	R01. 8. 5	給食室動力幹線修繕	D社 990,360
	12	R01. 8. 21	給食室間仕切り建具改修修繕	F社 131,760
	13	R01. 8. 23	給食室換気工事	C社 921,240
	14	R01. 11. 19	手洗器修繕	H社 208,175
	15	R01. 12. 9	給食室給湯器取替修繕	C社 1,299,100
	16	R02. 2. 5	手洗器修繕	H社 208,175
	上記の修繕一覧のうち、No. 4、No. 6及びNo. 7については起票日が近接しており、同事業者と契約していることから、一括発注が可能であったのではないかと考えます。このことについて、「電気工事や排気関係工事は一括発注が可能だったかもしれないが、立体式炊飯器の設置場所等の現場調整等に時間を要し、夏季休業期間に修繕を間に合わせるためそれぞれの発注となったものである。」旨の説明を受けました。しかしながら、修繕に係る準備行為を早期に行うことで、一括発注を行っても夏季休業期間内に修繕を間に合わせる事が十分可能であったと考えます。 本市の契約事務マニュアル（施設修繕編）では、「130万円を超える案件については、契約課で工事として発注すること。」とされていますが、No. 4、No. 6及びNo. 7の修繕費合計が161万円となることから、130万円を超えないよう分割発注を行うことで工事契約を回避しようとする意図があったのではないかと考えざるを得ません。また、No. 5及びNo. 15の契約についても、同様の理由から単独での契約を行っているのではないかと推察されます。 さらに、同マニュアル（施設修繕編）では、「修繕を実施する前に計画的な修繕が可能でないか、近接箇所や修繕時期を総合的に判断して安易に分割していない			

	か、入札に付すことができないか、必ず精査すること。」とされています。 今後、所管課においては分割発注との疑念を抱かれることのないよう契約事務マニュアルに従い、施設の修繕準備等については時間的に余裕をもって計画的に取り組むとともに、市の厳しい財政状況の中、経済性を満たす契約を行うよう努めてください。
--	---

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和2年12月25日 措置通知</u> 主な修繕を夏季長期休業中に行う必要があるため、限られた期間内ではありますが、可能な限り、早期に詳細の決定を行うことで、契約事務マニュアルに従った適切な契約を行うよう努めていきます。
-------------------------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 2	3 2

時 期	令和2年 9月24日 報告																																						
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 決算 ・随監 5 住監 6 その他																																						
担当課	学校教育部 学校教育課																																						
項 目	学校図書館教育推進事業について																																						
監査結果(意見等)の内容	学校図書館教育推進事業では、学校司書を市立全小・中学校に配置し、ガイダンスやレファレンスなどの活動を通して、学校図書館の活性化を図っています。 過去5年の事業実績を確認したところ、次表のとおりとなっていました。																																						
	<table><tr><th colspan="2"></th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th></tr><tr><td colspan="2">決算額（円）</td><td>30,229,114</td><td>32,841,012</td><td>33,193,620</td><td>33,661,800</td><td>33,480,710</td></tr><tr><td colspan="2">司書配置日数（日/年）</td><td>120</td><td>130</td><td>130</td><td>130</td><td>130</td></tr><tr><td rowspan="2">年間貸出冊数 （冊／人・年）</td><td>小学校</td><td>46.8</td><td>48.3</td><td>49.6</td><td>51.0</td><td>49.5</td></tr><tr><td>中学校</td><td>10.8</td><td>10.6</td><td>12.5</td><td>11.8</td><td>10.8</td></tr></table>							H27	H28	H29	H30	R01	決算額（円）		30,229,114	32,841,012	33,193,620	33,661,800	33,480,710	司書配置日数（日/年）		120	130	130	130	130	年間貸出冊数 （冊／人・年）	小学校	46.8	48.3	49.6	51.0	49.5	中学校	10.8	10.6	12.5	11.8	10.8
			H27	H28	H29	H30	R01																																
	決算額（円）		30,229,114	32,841,012	33,193,620	33,661,800	33,480,710																																
	司書配置日数（日/年）		120	130	130	130	130																																
	年間貸出冊数 （冊／人・年）	小学校	46.8	48.3	49.6	51.0	49.5																																
		中学校	10.8	10.6	12.5	11.8	10.8																																
	事業の成果指標である年間貸出冊数については、平成28年度に学校司書の配置日数を増加させたことにより、小・中学校ともに年間貸出冊数の増加が見られたものの、中学校の年間貸出冊数については平成29年度以降、減少傾向にあります。このことについて、「小学校では国語の授業に位置づけて教育課程内で学校図書館の利用をしているが、中学校では、昼休みや放課後の開館時間に生徒が自主的に利用していることから、各学校の開館時間が影響していると考えられる。生徒指導上の理由等で学校司書が不在の場合は開館しない学校もあり、学校司書の年間130日、1日4時間勤務の勤務体系も影響しているものと思われる。」旨の説明を受けましたが、開館時間については学校園で差が生じないように工夫するとともに、中学生における年間貸出冊数の減少理由については、一度詳細な分析を行った上で対策を講じる必要があるのではないかと考えます。																																						
	また、本市の全国学力学習状況調査の結果（令和元年度）について、所管課から『学校図書館や地域の図書館を週1回以上利用している』と回答している割合は本市は11.5ポイントとなっており、国の8.3ポイントより3.2ポイント上回っていることから学校図書館利用に関心が高い生徒は多くいると思われる。」旨の説明を受けましたが、一方で「読書が好きか」という問いに対しては、「当てはまる」・「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合は、中学校では全国平均を下回る結果となっています。																																						
	今後の取組としては「生徒が興味のある本についてさらに調査をし、新規購入本に反映させるなど環境整備を進める必要があると考えている。」旨の説明を受けましたが、図書の充実や開館時間の延長もさることながら、どのように読書の啓発活動を行っていくかも重要ではないかと考えます。必要に応じて司書教諭とも連携しながら、更なる事業の充実に努めてください。																																						

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和２年１２月２５日 措置通知</u> 児童生徒の読書活動の推進にあたっては、各校配置の学校司書との連携が重要であると考えていることから、引き続き連携を強化するとともに、各校の図書館教育担当教員からも課題や現状について把握することに努めます。今年度については新型コロナウイルス感染症対策を講じた読書活動の推進に取り組む必要があるため、通常とは違う学校図書館運営についても考察します。 また、今後の新型コロナウイルス感染症対策の一環として、今年度は例年より多くの新規購入本が学校に入る予定です。今後も、学校と市教育委員会が連携して児童生徒が関心のある図書を選書するなどし、読書活動の推進につなげていきます。
----------------------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 2	3 3

時 期	令和 2 年 9 月 2 4 日 報告
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 決算 ・随監 5 住監 6 その他
担当課	市民交流部 国民健康保険課
項 目	国民健康保険事業費について
監査結果(意見等)の内容	当年度の収支の状況は、歳入が 229 億 4,108 万円、歳出が 224 億 7,691 万円であり、実質収支額は 4 億 6,417 万円の黒字となっています。 所管課では、宝塚市国民健康保険運営協議会に提出する資料として、毎年「国民健康保険財政収支予測」を作成していますが、この資料では令和 2 年 1 月 1 0 日現在、令和元年度の単年度収支を 3 億 3,100 万円の赤字と見込んでいましたが、実際には 4 億 6,417 万円の黒字となっています。この見込違いの理由について所管課からは「国民健康保険税の収納予測額を厳しく見積もっているためである。」旨の説明を受けましたが、令和 2 年 1 月の段階で、約 7 億 9,500 万円という金額は誤差としては大きすぎるのではないかと考えます。結果的に、令和元年度決算で国民健康保険事業財政調整基金に 4 億 1,465 万円を積み立てており、令和元年度末の基金残高は 11 億 3,837 万円となっています。さらに令和元年度の繰越金 4 億 6,417 万円から県への返還金 7,075 万円を控除した残り 3 億 9,342 万円を基金に積み立てると、総額 15 億 3,179 万円となります。見込額と決算額に約 7 億 9,500 万円もの乖離があると、保険税率等の見直しの判断に誤った影響を与えかねません。今後、基金残高の推移を十分に見極めると同時に、できる限り正確な収支見込に基づく適正な判断がなされるよう取り組んでください。 また、県補助金のうちの保険者努力支援分は、保険者（市町）における予防・健康づくり、医療費適正化等の取組状況を点数化し、その点数に応じて交付される交付金であり、平成 3 0 年度から交付されています。ちなみに令和元年度の本市への交付額は 5,364 万円となっています。令和元年度の算定状況を確認したところ、体制構築加点を除いた合計 880 点のうち、宝塚市は特定健康診断の受診率・特定保健指導の実施率・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 150 点のところ 0 点、重複・多剤投与者に対する取組 50 点のところ 0 点、保険料（税）収納率 100 点のところ 0 点など合計 308 点となっており、阪神間で最下位、県下 41 市町のうち 40 位となっています。 保険者努力支援制度については、宝塚市国民健康保険運営協議会からも、平成 3 1 年 1 月 2 5 日付け答申において、「国の定める保険者努力支援制度の各項目に即した個別の取り組みにも着実に成果をあげるために、庁内での連携を深めながら効果的な対策に全力をあげて取り組んでいくべきである」と意見されていますが、市としての現在の取組は十分とは言えません。今後ともなお一層関連部署で連携し、受診率や収納率の向上を図り、交付金の獲得に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和2年12月25日 措置通知</u> 「国民健康保険財政収支予測」令和2年1月10日現在（以下「資料」という。）については、令和元年予算の基金取崩予定額4億2,577万円を含まない形で宝塚市国民健康保険運営協議会に提示しています。実際の決算では、基金取崩予定額全額を取り崩した上で、4億1,465万円を基金に積み立てていますので、決算額を資料の形式で表示すると3,235万円の赤字となり、予測値との差額は約3億円で、収入予測額の差と合致します。いずれにしましても、予測額が国民健康保険税収入額約50億円中3億円の差が生じたことは事実でありますので、より精度の高い予測に努めていきたいと考えています。また、資料において誤解を生じやすい表現を使用していたため、今後は表現を改めていきます。 保険者努力支援制度については、一層関連部署と連携し、交付金の獲得に努めていきます。
----------------------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 2	3 4

時 期	令和 2 年 9 月 2 4 日 報告
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 <u>決算</u> ・随監 5 住監 6 その他
担当課	市民交流部 国民健康保険課
項 目	国民健康保険診療施設費について
監査結果(意見等)の内容	国民健康保険診療所は、平成 3 1 年 4 月から医科の医師が交代し、診療体制も変更した結果、患者数が前年度より 1,192 人（76.8%）増加しています。国民健康保険診療施設費会計では、一般会計からの繰入額について 5,000 万円が一定の目安とされてきました。平成 3 0 年度には 4,630 万円であった繰入金が、令和元年度には 3,454 万円となっており、経営が大きく改善されていることは大いに評価できます。 今後も、現在の体制をできる限り長期に維持できるよう努め、引き続き安定した経営を目指してください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和 2 年 1 2 月 2 5 日 措置通知</u> 現在の体制を維持し、安定した経営を行えるよう努力していきます。
--------------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 2	3 5

時 期	令和2年 9月24日 報告
種 類	1 定監 2 工監 3 例月・随監 4 <u>決算</u> ・随監 5 住監 6 その他
担当課	健康福祉部 介護保険課
項 目	介護保険事業費について
監査結果(意見等)の内容	令和元年度の収支の状況は、歳入が204億1,493万円、歳出が200億987万円であり、当年度の歳入歳出差引額は4億506万円の黒字となっています。 歳出における不用額については、12億6,950万円で前年度の不用額8億5,014万円と比べると4億1,936万円（49.3%）増加しています。不用額の主なものは介護給付費で11億9,775万円となっており、不用額の増加理由について所管課に確認したところ、「予算編成にあたって、第7期宝塚市介護保険事業計画（以下「第7期事業計画」という。）の推計値をもとに予算を作成しているが、介護給付費において要介護・要支援認定者数や介護サービス利用者数の実績値が第7期事業計画推計値より低かったこと、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護の整備が第7期事業計画通り進まなかったこと及び建物の老朽化等により認知症対応型共同生活介護や認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護の廃止が生じたことが主な原因である。」旨の説明を受けました。 また、多額の不用額が見込まれたにもかかわらず補正予算で減額を行わなかった理由について、「介護給付費の増減見込みが難しく、補正予算での不用額の減額を行わなかった。」旨の説明を受けました。介護保険事業費会計は、一般会計からの繰入れが行われているため、介護保険事業費会計で多額の不用額が発生した場合、一般会計においても介護保険事業費会計に対する繰出金に不用額が発生することとなります。このような一般会計への影響を考えると、多額の不用額が見込まれる場合には、補正予算にて適切に不用額の減額を行う必要があると考えます。 介護保険事業費会計において、今後も事業計画での推計値をもとに予算編成を行うのであれば、次期事業計画の策定にあたっては第7期事業計画での実績を十分に検証するとともに、推計値との乖離が生じて多額の不用額が生じることのないよう緻密な事業計画の策定に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和２年１２月２５日 措置通知</u> ３年を１期とする介護保険事業計画策定に際しては、被保険者数や認定者数から必要となる介護サービス量を勘案し、事業量を推計しています。次期計画策定にあたっては、今期計画の実績を十分に検証し、綿密な事業計画の策定に努めます。介護サービス量は高齢者個人の事情や、計画期間中の予期せぬ社会情勢の影響を受けて増減する可能性があるため、慎重に状況を考慮し、年度内の必要額を精査してなお多額の不用額が見込まれる場合は、必要に応じ、年度内において補正予算にて減額することを検討します。
----------------------------------	--